

令和 6 年 3 月市議会定例会追加提出議案

八 尾 市

議案第47号

八尾市職員旅費条例の一部改正の件

八尾市職員旅費条例（昭和27年八尾市条例第127号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

職員が災害応急対策又は災害復旧のため、被災地域に出張し、かつ、出張先に滞在する場合の日当の額を定めるにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市職員旅費条例の一部を改正する条例

八尾市職員旅費条例（昭和27年八尾市条例第127号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考に次の1項を加える。

- 3 職員が災害応急対策又は災害復旧のため、市長が別に定める被災地域に出張し、かつ、出張先に滞在する場合において、特に必要がある
と市長が認めるときの日当の額は、第14条及びこの表の規定にかかわ
らず、1日につき3,970円とする。ただし、当該被災地域の地方公共
団体から災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条に規
定する災害派遣手当を支給される場合にあつては、日当は支給しない。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第1備考第3項の規定
（同項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）は、令和6年1月1日
から適用する。

（日当の内払）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の八尾市職員旅費条例の規定に基づいて改
正後の別表第1備考第3項の規定の適用を受ける者に支給された日当は、改
正後の同項の規定による日当の内払とみなす。

（委任）

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第48号

八尾市国民健康保険条例の一部改正の件

八尾市国民健康保険条例（昭和40年八尾市条例第8号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正により、経過措置として存続していた退職者医療制度が廃止されることに伴い、条例の規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八尾市国民健康保険条例（昭和40年八尾市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第9条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第10条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第3号イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」

に改める。

第11条の2から第11条の4の2までを次のように改める。

第11条の2から第11条の4の2まで 削除

第11条の5中「又は第11条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。）」を削る。

第11条の5の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第11条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に」を「被保険者に」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第11条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の5の5の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削る。

第11条の5の6から第11条の5の9までを次のように改める。

第11条の5の6から第11条の5の9まで 削除

第11条の5の10中「又は第11条の5の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第3項において準用する同条第1項において同じ。）」を削る。

第11条の6第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条第1項中「となり、若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」を「となつた」に改め、「若しくは第11条の2」及び「若しくは第11条の5の6」を削り、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となつた場合」を加え、「若しくは第11条の4」を削り、同条第2項中「若しくは第11条の

2」、「若しくは第11条の5の6」及び「若しくは第11条の4」を削る。

第16条第1項中「又は第11条の2」を削り、同条第3項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の5の6」を削り、同条第4項中「又は第11条の2」を削る。

第16条の3第1項中「又は第11条の4」を削り、同条第3項中「又は第11条の4」及び「又は第11条の5の8」を削り、同条第4項第1号中「又は第11条の4」を削り、同条第6項中「又は第11条の4」及び「又は第11条の5の8」を削る。

第16条の4第1項中「又は第11条の2」を削り、同条第3項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の5の6」を削り、同条第4項及び第5項中「又は第11条の2」を削り、同条第7項中「又は第11条の2」及び「又は第11条の5の6」を削り、同条第8項中「又は第11条の2」を削る。

第24条中「、第11条の2」及び「、第11条の5の6」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八尾市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第49号

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年八尾市条例第19号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正により、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額が改定されたことに伴い、条例の規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年八尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「12,440円」を「12,500円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に、「10,670円」を「10,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和 6 年 3 月市議会定例会追加提出議案

令和 6 年 2 月発行（R 5－191）

八尾市総務部政策法務課